

名古屋都市計画地区計画の変更新旧対照表

新					旧				
<p>名古屋都市計画地区計画の<u>変更</u>（豊山町決定）</p> <p>都市計画名古屋空港周辺小道地区計画を次のように<u>変更</u>する。</p>					<p>名古屋都市計画地区計画の<u>決定</u>（豊山町決定）</p> <p>都市計画名古屋空港周辺小道地区計画を次のように<u>決定</u>する。</p>				
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の面積	約9.0ha	地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の面積	約7.8ha
		建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 工場（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類大分類E製造業に分類される航空機・同附属品製造業に限る。）及びそれに関連する研究開発施設、事務所 2 前号の建築物に附属するもの			建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 工場（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類大分類E製造業に分類される航空機・同附属品製造業に限る。）及びそれに関連する研究開発施設 2 前号の建築物に附属するもの
「位置及び区域は計画図表示のとおり」					「位置及び区域は計画図表示のとおり」				
<p>理由</p> <p><u>区域区分の変更及び用途地域の指定に伴い、地区計画を定める以前に建築物があり、地区整備計画区域から除外した区域1.2haについて、将来にわたって、地区計画の目標となる「臨空港都市として先端産業振興の拠点となる良好な工業団地の形成」を図っていくため、地区計画区域全域を地区整備計画区域に変更するものです。</u></p>					<p>理由</p> <p><u>産業拠点として、良好な工業生産環境の形成を図り、周辺住環境との調和のとれた秩序ある土地利用が図られるよう地区計画を定めるものである。</u></p>				

新

旧

